



熊本県公報

号外 第 41 号

平成 24 年 9 月 25 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

○補欠選挙を行う事由が生じた旨の告示	(選挙管理委員会)	1
○熊本県議会議員下益城郡選挙区補欠選挙における署名収集 の禁止の告示	(リ)	1

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 65 号

平成 24 年 9 月 24 日熊本県議会議長から熊本県議会議員下益城郡選挙区選出議員に欠員を生じた旨の通知を受けたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 1 項第 5 号の規定に該当し補欠選挙を行うべき事由が生じたことから、同法第 199 条の 5 第 4 項第 6 号の規定に基づき告示する。

平成 24 年 9 月 25 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県選挙管理委員会告示第 66 号

熊本県下益城郡及び熊本市の一部（旧下益城郡城南町）の区域において、熊本県議会議員の補欠選挙が執行されることになったため、本告示の日の翌日から当該選挙の期日までの間、当該選挙が行われる区域内においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 5 章に規定するすべての直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の解職の請求のための署名を求めることがない。

平成 24 年 9 月 25 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保